

令和4年第3回野洲市議会臨時会議案

- 議第61号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第6号))
- 議第62号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和4年第3回野洲市議会臨時会提出案件

1 専決処分 1件

□議第61号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第6号))

①予算額(7/1専決)

- ・補正前予算額 24,692,728千円
- ・補正額 449千円
- ・補正後予算額 24,693,177千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額(449千円)

【歳出】

- ・住民訴訟共同訴訟参加申立事件(令和4年(行ウ)第7号)に係る弁護士費用の計上(449千円)

③債務負担行為

- ・住民訴訟共同訴訟参加申立事件(令和4年(行ウ)第7号)に係る訴訟事務委託料についての債務負担行為の追加

2 条例制定・改廃 1件

□議第62号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

去る6月30日に野洲市ハラスメント対策委員会から出された答申により、市長が令和4年8月から10月までの3^{つき}月分の給料の30パーセントの減額を表明されたことから、所要の改正を行う。

・付則の追加

- 15 令和4年8月1日から同年10月31日までの間、別表の規定にかかわらず、市長の給料の月額は、同表に規定する額から当該額の100分の30に相当する額を減じて得た額とする。

施行日 公布の日